

経済学部学生特別表彰に関する内規

制 定 2003年9月25日
経済学部教授会
一部改正 2015年3月3日

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学経済学部規則第24条第2項の規定に基づき、学生の特別表彰に関して必要な事項を定める。

(学期ごとの成績優秀者特別表彰)

第2条 各学期において、次に掲げるすべての要件を満たす者は、成績優秀者として特別に表彰する。

- (1) 人物及び品行が優良であると認められること。
- (2) 当該学期において卒業に必要な単位を16単位以上修得すること。
- (3) 当該学期のGPAが4.0であること。

(卒業時の成績優秀者特別表彰)

第3条 卒業時において、次に掲げるすべての要件を満たす者は、成績優秀者として特別に表彰する。

- (1) 人物及び品行が優良であると認められること。
- (2) 卒業時における通算のGPAが3.8以上であること。

2 前項の規定は、早期卒業者にも適用する。

(優秀卒業研究特別表彰)

第4条 優れた卒業研究の成果を提出した者は、特別に表彰する。

2 前項の表彰人数は、若干名とする。

(経済学部長特別表彰)

第5条 前3条に定めのあるもののほか、経済学部長が教育上有益であると認めるときは、教授会の承認を得て、該当する者を特別に表彰することができる。

(表彰の方法)

第6条 この内規に定める特別表彰を受ける者には、賞状及び副賞を授与する。

2 副賞の内容は、教授会が定める。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (略)